

「嫡」・「庶」考（1）

―七世紀・八世紀の王室の系譜を中心に―

胡 潔

はじめに

「嫡」と「庶」はもともと古代中国の親族制度の用語である。「嫡」とは、『釈名』に「敵也、與匹相敵也」とあるように、まともに対する配偶者を指す語である。男系の血筋を正しく伝えていくために、「嫡々相承」が原則で、その「嫡」の選定は、能力主義ではなく、嫡妻の生んだ長男という生得的な条件によるものである（一）。従って、嫡妻の決定は、嫡子の決定の前提で、これも「嫡」という語が「嫡妻」を指すと同時に「嫡子」を指しているゆえんである。一方、「庶」は「衆なり」（『爾雅』）と解釈されており、もともと多数を表す語で、必ずしも「嫡」と対立した概念ではない。しかし、嫡妻・嫡子制度において、「嫡」は単数に限定され、爾余の者は複数乃至多数いるのであった。これが恐らく「嫡↑庶」という一対の概念を成立せしめた理由ではないかと思われる

る。嫡庶制度が家族・親族内部で尊卑の秩序関係を作り、さらに複雑な親族名称を生んだ。「嫡」と「庶」を冠した親族名称を挙げてみても、「嫡母」、「庶母」、「嫡子」、「庶子」、「嫡婦」、「庶婦」、「嫡弟」、「庶兄」、「庶弟」、「嫡孫」、「庶孫」など十指に余るほどある。これらの名称は、家族・親族関係を示しながら、尊卑の秩序を示している点で、普通の親族名称と異なる。本稿では、これらの名称をひとまず「嫡庶系名称」と呼ぶことにする。これらの嫡庶系名称が中国の文字、制度とともに古代日本に伝わり、系譜、律令、戸籍などに用いられた。本稿では、これらの名称がいかなるプロセスを経て日本の意味を獲得したかを考察する。但し、紙幅の都合により、ここではさしあたり律令条文、戸籍記録などにおける制度的受容（二）とは別に、文字として、記紀及びそれらに先行した帝紀の系譜史料における用法、特に従来の研究にお

いて十分な注意が払われていなかった「庶妹」、「庶兄」といった名称の用法について明らかにしてみたい。

ここでまず問題点を挙げておこう。古代日本の文献において、嫡庶系名称を用いた早い例に、『上宮聖徳法王帝説』（以下「法王帝説」と略称）所引の「天寿国續帳銘」（以下「續帳銘」と略称）がある。周知の通り、これは、聖徳太子の死後、その妃の橘大女郎が太子と太子の母親を追懐するために、太子の往生した天寿国の様子を刺繍で描かせ、さらにその續帳の由来を書いた銘文である。その成立については、諸説があるが、七世紀前半に成立したものとみる見解がほぼ定説になっている^(三)。注意すべきことは、この史料において、「嫡」が用いられず、「庶」しかも中国の文献上に稀にしか見ない「庶妹」^(四)という名称が皇室の系譜記載に用いられている点である。この「庶妹」の用法が『古事記』にも継承され、古代日本の王室の系譜記載の一大特徴となったと言っても過言ではない。かつて関口裕子氏がこれらの史料にみえる「庶」の用法について、「日本では「庶」が中国のように嫡出に対する妾出の意で使用されているのではなく、同腹出に対する異腹出の意で使用されている」と指摘したのは慧眼である^(五)。ただその指摘は「庶」の意味の変容にとどまり、いかなるプロセスを経て、このような「異腹」の意味を獲得したのかについては言及していない。一方、「嫡」の用例が少ないながら記紀に見え、そ

の用法を注意深く見てみると、そこに一定の基準があり、しかも皇統の系譜意識と密接に関わっていることが分かる。本稿では先学の指摘を踏まえながら、これらの系譜記載の用語選定の背後にある婚姻慣習と系譜観念を探ってみる。

一 結婚と「嫡」、「庶」

① 異母兄妹婚と「庶妹」

まず「續帳銘」の前半にある系譜を次に掲げておく^(六)。（括弧内は筆者注・以下同）

斯歸^{シキ}斯麻宮治^{シマミヤノミヤノミ}天下天皇名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己^{アミクニヤシハルキヒロニハノミコト}等（欽明天皇）娶巷奇大臣伊奈米足尼女名吉多斯比彌乃彌己^{トヨミケカシキヤヒメノミコト}等（用明天皇）、妹名等巴彌居加斯支移比彌乃彌己等^{トヨミケカシキヤヒメノミコト}（推古天皇）。復娶太后弟名乎阿尼乃彌己等^{フアネノミコト}為后、生名孔部間人公主（聖徳太子母）。斯歸^{シキ}斯麻天皇之子名彥奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等^{ヒコノミコト}（敏達天皇）、娶庶妹名等^{シラノミコト}巴彌居加斯支移比彌乃彌己等^{トヨミケカシキヤヒメノミコト}為太后坐乎沙多宮治天下生名尾治王。多至波奈等^{タシハナトヨミコト}比乃彌己等^{ヒノミコト}娶庶妹名孔部間人公主^{アナノミコト}為太后坐瀆邊宮治天下生名等^{イケノミヤノミコト}已刀彌々乃彌己等^{トヨミケカシキヤヒメノミコト}、娶尾治大王之女名多至波奈大女郎^{オノミコト}為后……

この部分には、聖徳太子の祖父、伯父、父母の結婚及び太子自身の結婚が記されている。「アメクニオシハルキヒロニハノミコト」

即ち太子の祖父欽明天皇が巷奇大臣の娘「キタシヒメノミコト」と結婚して生まれたのが「タチバナノトヨヒノミコト」即ち後の用明天皇と「トヨミケカシキヤヒメノミコト」即ち後の推古天皇である。欽明天皇がさらに「大后弟」の「オアネノミコト」と結婚して生まれたのが、「アナホベハシビトノミコ」即ち聖徳太子の母である。さらにここで「天皇之子」とのみ記された「ヌナクラノフトタマシキノミコト」即ち後の敏達天皇(七)の結婚が記されている。敏達天皇と用明天皇、推古天皇兄妹とは異母兄弟である。そして敏達天皇が異母妹トヨミケカシキヤヒメノミコトと結婚し、用明天皇も同じく異母妹のアナホベハシビトノミコトと結婚している。まず注目したいのは、この銘文に見られる、天皇家の複雑な近親婚の文脈における「庶妹」という名称の用法である。この「庶妹」は、もし「庶出の妹」の意であれば、無論「嫡出の兄」に対していう言葉である。とすれば、敏達と推古の嫡庶関係は、

母(嫡) イシヒメ↑↓(庶) キタシヒメノミコト
 子(嫡) 敏達天皇↑↓(庶) トヨミケカシキヒメノミコト
 となる。しかし、この銘文では明白に欽明天皇が「キタシヒメノミコト」を娶って「大后」にしたとある。大後の所生の「トヨミケカシキヒメノミコト」が「庶妹」と記されては整合性に欠ける。明らかにここで用いられている「庶妹」は、その母親の地位

に由来したものではない。またその同腹兄弟の地位との関連性も見出されない。というのは、もし「トヨミケカシキヒメノミコト」が庶出であれば、その同腹兄弟の用明天皇も同じく庶出のはずだが、用明の結婚になると、「オアネヒメ」所生のアナホベハシビトノミコが「庶妹」となり、嫡庶関係は

母(嫡) キタシヒメ↑↓(庶) オアネヒメ
 子(嫡) 用明天皇 ↑↓(庶) アナホベハシビトノミコ

に変わる。天皇によって、嫡庶関係が移動しているのが明白に看取される。従って、ここで用いられた「庶妹」は先学が指摘したとおり、本来の嫡庶制度と異なり、単なる「異母妹」の意味を表すものであろう。このような用法は後に成立した『法王帝説』にも継承され、

伊波禮池邊雙槻宮 治 天 下 橘 豊 日 天皇娶庶妹
イハレノイヅクナミツツミヤニアメノシタシロシメシシテタチバナノトヨヒノスメラミコト
 アホノハシビトノミコト
 アホノハシビトノミコト
 穴太部間人王為大后生児厩戸豊聡耳 聖徳法王次久米王次殖
 栗王次茨田王

とあり(八)、さらに『古事記』においても継承されている。しかも『古事記』になると、「庶妹」の用例が一層増え、主に中巻と下巻の天皇の系譜部分に用いられているのが注目される。敏達記に
 此天皇(敏達)娶庶妹豊御食炊屋比売命、生御子、静貝王、亦名、貝蛸王、次：此天皇(敏達)之御子等、並十七王之中、日子人太子、娶庶妹田村王、亦名糠代比売命、生御

子：又、娶^二庶妹^一玄王^一、生御子、山代王、次：。

とあり、用明記を見ても、

此天皇（用明）、娶^二稻目宿禰大臣之女、意富芸多志比売^一、
生御子、多米王^一、又、娶^二庶妹^一間人穴太部王^一、生御子、上
宮之既戸豊聡耳命、次：

とある。人名の表記は「繡帳銘」や『法王帝説』と違うものの、
発音は同じで同一人物を指しており、同様の用法である。この
「庶妹」は「嫡[↑]庶[↓]」の秩序概念そのものを表わすものではない
が、明らかに両語の持つ対立的意味を利用した用法である。つま
りこの「庶妹」が用いられた大前提は、天皇^二正嫡^一、その異母
兄弟姉妹^二「庶^一」という王権中心的な嫡庶観にあるのである。こ
の意味で、異母妹を「庶妹」と記す用法の生まれた契機は、王室
の系譜作成にあつたと考える。これは、これら一連の史料に見え
る「庶妹」が例外なく王室の婚姻関係の部分に用いられていると
ころから見ても明らかである。このことを最も明瞭な形で示して
くれたのは、『古事記』の、推古天皇に関する記載である。先に見
たように、敏達記に「此天皇（敏達）、娶^二庶妹^一豊御食炊屋比売命^一」
云々とあるが、推古の即位が語られるに及び、「妹^一、豊御食炊屋比
売命、坐小治田宮、治天下」と「妹」に変わったのである。この
「妹」から「庶妹」への変化を単純に言葉の省略と見ることはでき
なからう。「天皇^二正嫡^一」という嫡庶観からすれば、即位する天皇

を「庶妹」と記すわけにはいかない。逆に敏達天皇の婚姻配偶者と
して記さず時に「妹」と記すことができるかというところもでき
ないのである。なぜなら、「妹」のみ書くと、同母兄妹婚と誤解さ
れる可能性があるからである。古代日本社会では、同母兄妹の関
係がタブーとされていたことは軽太子と軽大郎女の例で見ても明
らかである。『古事記』に

天皇崩之後、定^二木梨之輕太子所^一知^二日繼^一。未即^レ位之
間、姦^二其伊呂妹^一、輕大郎女^一；是以、百官及天下人等、背^二
輕太子^一而、歸^二穴穗御子^一。（允恭記）

とある。「伊呂妹」とは、同母妹であることは、『日本書紀』の允
恭記を見れば分かる。

二十三年春三月甲午朔庚子、立^二木梨輕皇子^一為^二太子^一。：
二十四年夏六月、御膳羹汁凝以作^レ氷。天皇異之。卜^二其所
由^一。卜者曰、有^二内乱^一。蓋親親相姦乎。時有^レ人曰。木梨輕
太子姦^二同母妹輕大娘皇女^一。因以推問焉。辞既実也。太子
為^二儲君^一、不^レ得^レ罪。則流^二輕大娘皇女於伊予^一：

史実はどうであれ、少なくとも記紀の記述から読み取れたのは、
同母妹との関係のタブー性である。それは社会の觀念としては許
されない罪であり、羹が凝ってしまう兆しが現れるほど忌まわし
いことである。一方、古代日本の王室において、異母兄弟姉妹間
の結婚は禁忌と見なされなかった。『古事記』の「庶妹」の用例の

多さ(五)から見ても、当時の王室では、異母兄妹婚が一般に行われていたと言えよう。ただ、『日本書紀』になると、「庶妹」の表記が徹底的に排除されるようになる。しかし、それは書紀が異母兄妹婚をタブー視していることを意味しない。敏達紀を見ると、四年春正月丙辰朔甲子、立^二息長真手王女広姫^一為^二皇后^一。是生^二男^一女^一。とあり、その年の十一月の記事に「冬十一月、皇后広姫薨。」とある。それに続き、

五年春三月己卯朔戊子、有司請^レ立^二皇后^一、詔立^二豊御食炊屋姫尊^一為^二皇后^一」

とある。ここでは「豊御食炊屋姫尊」と敏達天皇の結婚及びその立皇后の事実のみ伝えられ、二人の異母兄妹の続柄については明記されていない。また用明紀も同じく

元年春正月壬子朔。立^二穴穗部間人皇女^一為^二皇后^一。是生^二四男^一。其一曰^二厩戸皇子^一。更名^二豊耳聡聖尊^一、或名^二豊耳法大王^一。或云^二法主王^一。

となつてゐる。また仁徳紀に、太子菟道稚郎子の死が語られている。この人物は大鷦鷯尊(仁徳)に王位を譲るために自殺をする。死ぬ前に、仁徳に対して、「乃進^二同母妹八田皇女^一曰、雖^レ不^レ足^二納採^一、僅充^二掖庭之數^一。」という行動をとつてから、「乃且伏^レ棺而薨」とある。仁徳天皇と八田皇女も異母兄妹である。即ち、『日本書紀』の場合、「繡帳銘」以来用いられた「庶妹」を排

除したものの、異母兄妹の結婚の事実そのものは記録する方針を取っているのである。この方針は、『日本書紀』全体の用語選定に關わる問題で、端正な表現に拘る編者からみれば、中国の文献にあまり用例のない「庶妹」は規範的ではないのであえて取らなかったのではないかと推測される。

② 異母婚と「庶母」、「庶兄」、「嫡后」

系譜記載の婚姻記事に用いられているのは、「庶妹」のみではなく、「庶兄」も用いられていた。ここでは「庶兄」の用例を検討してみる。「法王帝説」に「聖王庶兄^一多米王其父池邊天皇崩後娶聖王母穴^一太部間人王生兒富女王也」とある。多米王は用明天皇と蘇我伊那米宿禰大臣女伊志支那郎女の間生まれた皇子で、聖徳太子とは異母兄弟である。この記述から、聖徳太子の異母兄弟田米王が父帝用明天皇の死去後、異母穴太部間人王と結婚し、富女王が生まれたことが分かる。このような婚姻記事に用いられた「庶兄」は、『古事記』神武記にも見られる。

故、天皇(神武)崩後、其庶兄^一當^二芸志美々命^一娶^二其適后伊須氣余理比売^一之時、將^レ殺^二其三弟^一而謀之間、其御祖伊須氣余理比売、患苦而、以^レ歌^レ令知^二其御子等^一歌曰…(略)

これは神武崩御後綏靖天皇即位前の記述である。當芸志美々命は神武天皇と阿比良比売との間に生まれた皇子で、三人の弟は神

武天皇と伊須氣余理比売との間に生まれた皇子達である。『古事記』の記述によれば、神武天皇の崩御後、その長子当芸志美々美命は異母である神武の後の伊須氣余理比売を娶って、さらに彼女の生んだ三人の異母兄弟を殺そうとした。伊須氣余理比売がそれを察知し、歌で自分の子供達に知らせた、という話である。『日本書紀』綏靖紀を見ると、

其庶兄手研耳命行年已長、久歷朝機。故亦委事而親之。然其王立操厝懷。本乖仁義。遂以諒闇之際、威福自由。苞藏禍心。凶害二弟。

とあり、この人物の、異母との結婚の話が削除され、しかも異母弟に害を与えようとする反乱者として描かれている。『法王帝説』において聖徳太子を正統と見なす立場から、其の異母兄弟が「庶兄」と記されているが、必ずしも敵視されていない。『古事記』になると、結婚の記事に続き、兄弟に害を与えようとする悪者として描かれ、敵視されるようになる。恐らくこの異母兄弟達の間で王位を巡る争いがあったと推測されるが、神武天皇が崩御後、その長子当芸志美々美命が異母を娶ることに、『法王帝説』の多米王と穴太郎間人王の結婚との共通点が見られる。『古事記』の当芸志美々命に用いられた「庶兄」は、明らかに後に即位する綏靖天皇を意識した用語法であるが、その結婚相手の伊須氣余理比売が「適后」と記されているのも見逃せない。『古事記』における

「適后」の用例は二例しかなく、一例は大穴遅神が大国主神になった時に、その妻の須勢理毘売が「適后」と記された用例で、「庶」と必ずしも対応した用法ではない。これについては後述する。神武紀に用いられたこの「適后」は、その所生の神沼河耳命（綏靖）の母親としての正統性を主張する意識によると説明することも可能であるが、『古事記』の帝紀に見られる后妃の呼称から見ても、その特異さが際立つ。従って、この「適后」も、先述した「庶妹」と同様に婚姻禁忌の意識が働いているのではなからうか。つまり、この「庶兄」の「庶」と「適后」の「適（嫡）」も対立概念で以って血の繋がらない異母子を示しているのではないかと考える。「嫡后↓庶兄」というアンバランスな並べ方から見ても、その強調の重点は「嫡↓庶」にあると思われる。無論、どちらを「庶」にし「嫡」にするかは正統の基準の置き方によって異なる。場合によっては、「庶母↓嫡子」の関係もありうるのである。『古事記』孝元記に

此天皇、娶丹波之大泉主、名由基理之女、竹野比売……又、娶庶母伊迦賀色許売命、生御子、御真木入日子印恵命。

とあり、『日本書紀』開化紀にも同様の記述が見られる。六年春正月辛丑朔甲寅、立伊香色謎命^{是庶母也}為皇后。開化が父帝孝元天皇の妃を娶ったとあるが、伊香色謎命が孝元紀では后ではなく妃と記しているので、この「庶母」とは伊香色

謎命の身分を言っている可能性もなきにしもあらずだが、これま
で見た「庶妹」の用例から見れば、この「庶」も「異母」の意に
重きを置いていると思われる。天皇の婚姻記事としては、異母妹
は「庶妹」であると同様に、異母は「庶母」と記すのが原則のよ
うである。『爾雅』によれば、「庶母」とは、「父之妾」である。こ
のような父の妾との関係に関する記述が中国の古代の記載にも見
られる。『春秋左氏傳』卷七傳十六年春に「衛宣公烝於夷姜生急
子」とあり、その注に「夷姜宣公之庶母也上淫曰烝」とある。こ
のような父の妾との関係は「上淫」、「烝淫」とされて記録されて
いる。一方、『法王帝説』や記紀の記述の仕方から察するに、「庶
母」との婚姻関係は少ないが、淫乱と見なされてはいない。古代
日本において、異母妹との結婚のみならず、異母との結婚も禁忌
の対象ではなかったと考える。ただここで注目したいのが、『日
本書紀』の異母婚に対する記述態度である。先に見たように、書
紀は『古事記』に記された当芸志美々美命と「嫡后」伊須氣余理
比売の結婚を削除しているが、開化と「庶母」の結婚はそのまま
記録している。この二つの異母婚に対する処理法から、『日本書
紀』の編者が避けようとしたのは異母婚そのものではなく、「嫡
后↓庶兄」というアンバランスな記載法であったことが分かる。
要するに、古代日本の婚姻関係の記載にみえる「庶妹」、「庶
母」、「庶兄」は、王室の系譜記載という特殊な文脈の中で、特殊

な意図によって選定された名称である。「嫡⇨正統⇨非正統⇨
庶」という嫡庶制度の観念が、「帝⇨嫡⇨その異母兄弟⇨庶」と
いう王権中心的な區別法を生みだし、さらに中国語の「庶兄」、
「庶弟」といった名称の持つ「異腹」という意味が、異母兄妹婚、
異母子婚の関係を示す用法を生み出したのである。つまりこれら
の「庶」を冠した名称は、相手の正嫡的立場を際立たせるために
用いられ、さらに母系的に血の繋がらない異母（兄、妹）といっ
た関係を示すのに用いられているのである。しかも後者の方がよ
り実質的で、重要な機能を持っているのである。一方、中国語の
「庶兄」、「庶弟」は婚姻関係の記載と無縁であり、管見の限り、一
例しかない「庶妹」の用法も服紀関係に用いられたものであっ
た。従って「嫡」と「庶」の対立関係によって、血の繋がらない
異母（兄、妹）を示すこの用法は、日本の慣習から生まれた特殊
な用法であり、その根底に古代日本人の婚姻禁忌観念が厳然と存
在しているのである。

二 『古事記』の「嫡妻」について

前述したように『古事記』においては『續帳銘』や『法王帝説』
の「庶妹」の用法が継承されている。一方、これらの史料に見な
い「嫡」を冠した名称も用いられている。「嫡妻」四例と「嫡后」
二例で、すべて婚姻関係を表すものである。まず用例を掲げてお

く。

- ①(須佐能男命)呼謂大穴遲神曰、「其、汝所_レ持之生大刀・生弓矢以而、汝庶兄弟者追_レ伏坂之尾」、亦、追_レ撥河之瀬_一而、意礼_二字、為_二大國主神_一；其我之_レ女須世毘売為_二適妻_一而、於_二宇迦能山_三字、於_二底津石根_一宮柱布刀斯理_四字、於_二高天原_一水椽多迦斯理_四字而居、是奴也(上卷神代)
- ②故、其八上比売者。如_二先期_一美刀阿多波志都_七字。故、其八上比売、雖_二率來_一、畏_二其適妻_一須世理毘売_一而、其所_レ生子者刺_二扶木俣_一而返。(同右)
- ③此八千矛神、將_レ婚_二高志國之沼河比売_一幸行之時、到_二其沼河比売之家_一、歌曰(略)：其神之適_レ后。須世理毘売命、甚為嫉妬。(同右)
- ④故、天皇(神武天皇)崩後。其庶兄當芸志美美命。娶_二其適_レ后伊須氣余理比売_一之時、將_レ殺_二其三弟_一而謀之間、其御祖伊須氣余理比売、患苦而、以_レ歌令_レ知_二其御子等_一、歌曰：(略)(中卷神武記)
- ⑤昔、有_二新羅國王之子_一。名、謂_二天之日矛_一。是人、參渡來也。所_二以參渡來_一者、……(天之日矛が)將_二來其玉_一、置_二於床_一、即化_二美麗孃子_一。仍婚、為_二嫡妻_一。爾、其孃子、常設_二種々之珍珠_一、恒食_二其夫_一。故、其國主之子、心奢言_レ妻、其女人言、凡、吾者、非_レ下_レ應_レ為_二汝妻_一之_レ女上。將_レ行_二吾祖之國_一、

即窃乘_二小船_一、逃遁度來、留_二于難波_一。(中巻 応神記)

- ⑥天皇、為_二伊呂弟大長谷王子_一而、坂本臣等之祖、根臣、遣_二大日下王之許_一、令_レ詔者、汝命之妹、若日下王、欲_レ婚_二大長谷王子_一。故、可貢。：根臣、即盜_二取其礼物之玉纒_一、讒_二大日下王_一曰、大日下王者、不_レ受_二勅命_一曰、己妹乎、為_二等族之下席_一而、取_二橫刀之手上_一而怒歟。故、天皇、大怨、殺_二大日下王_一而、取_二持來其王之嫡妻_一、長田大郎女_一。為_二皇_レ后_一(安康記)。
- まず所謂「国作り」の物語に用いられる①、②の「嫡妻」と③の「嫡后」を検討する。三例とも須佐能男命大神の娘須勢理毘売を指している。例①は須佐能男命大神が大穴牟遲神を一国の主宰者たる大國主神に承認する条件として、我が娘を「適妻」にせよと要請している箇所であり、例②、③は大國主神と八上比売、沼河比売との結婚の話の中で須勢理毘売のことが語られた箇所である。ここでまず注目したいのが、須佐之男大神の承認をさかじめに須勢理毘売、大穴遲神及びその異母兄弟達の名称に変化が生じていることである。即ち、須佐能男命大神が大穴遲神を一國の主宰者の「大國主神」を承認したことを契機に、大穴遲神の兄弟達は「兄弟」↓「庶兄弟」、その妻須勢理毘売は「妻」↓「嫡妻」となったのである。須佐之男大神の承認がある種の正統性を与えているのである。また「嫡妻」や「嫡后」は複数の女性の関係を意識した名称なので、例②や③に見るような、大國主神の新たな結

婚の話の展開を予想させる働きも持っている。例①、例②と例③に見られる「嫡妻」と「嫡后」の相違は、扱った旧辞が系統を異にすることから由来する可能性もあるが（二〇）、須勢理毘売の「嫡后」と夫の大穴遅神の呼称と連動していることも見逃せない。即ち、例③に見えるように大穴遅神の呼称も変化し、八千矛神やちほのかみとなっている。その両者の対応関係は、

大穴遅神 —— 大國主神 —— 八千矛神やちほのかみ

須勢理毘売 —— 嫡妻 —— 嫡后

となっている。『古事記』の記載法を見ると、天皇の配偶者に「后」、それ以外の配偶者に「妻」というふうな用語の使い分けをしていることが分かる（二一）。このような用語法は⑤⑥を見れば一層明瞭になる。⑤は応神記の用例で、神功皇后の祖先である新羅の王子天之日矛が海を越えて渡来した由来を語る箇所である。新羅の王子なので、その配偶者に「嫡妻」を宛てている。⑥は安康記に出てくる用例で、安康天皇が同母兄弟の大長谷王子のために、大日下王の妹に求婚したが、臣下の讒言で、大日下王のことを誤解し、大日下王を殺して、その妻を自分の后にしたという話である。その中に使われている「嫡妻」も大日下王の配偶者としての意味である。二例とも天皇以外の者の配偶者を指している。従って例③の国作りの話にみえる「嫡后」は、須勢理毘売が天皇の配偶者として目されているから用いられたといえよう。この傍

証として例③に八矛神が沼河比売のところへ行くことに「幸行」という語を用いていることが挙げられる。「幸行」という言葉は天皇に対してのみ用いるのが原則で、ここで用いられているのは、八矛神を「天下」の支配者として、天皇に等しい待遇表現を与えていることを意味しているのである（二二）。もつとも、先述したように『古事記』において「嫡后」は僅か二例で、一例は先に触れた伊須氣余理比売と当芸志美々命の異母子の結婚を示す用法であるが、須勢理毘売に用いられるこの「嫡后」は、その夫大穴遅神が天皇と見なされていることにより生まれた名称であろう。このように見てみると、「国作り」の話が扱った素材が違っても、恐らく編纂時に編者が一つの脈絡のあるものに仕上げるために、時間順に、そして人物の身分変化に即して「妻」、「嫡妻」、「嫡后」を使い分けていたと推測される。

ここで最も注目したいのは川副武胤氏の指摘である。氏は、『古事記』における「妻」、「嫡妻」、「嫡后」といった名称はすべて物語ものごと的記事に用いられていると指摘している（二三）。「嫡妻」の四例は神代二例、異国の王子の婚姻一例、歴代記には安康記の一例のみ—それも物語的部分—に用いられ、「嫡后」は神代一例、あと一例は前述した神武記にみえる「庶兄」と「嫡后」の結婚である。このことは、先述した天皇の系譜部分に用いられた「庶」の用法と対照的で、逆に言えば、物語的記事に用いられている「嫡

「后」、「嫡妻」は、系譜部分の記載方式と一線を画した用法である。『古事記』の天皇の系譜は「此天皇、娶く生く次（又、亦娶く生」という娶生形式の記載であり、文中或いは分注に「大后」の名称が用いられるのみで、后妃間の差が殆ど見分けられない。「大后」の用例を見ると、すべて天皇の母親を指しているのである（二四）。「后」と「大后」の両語の差を示してくれたのは、垂仁后の後妃達に関する称号の用法である。垂仁后の沙本毘売は『古事記』の中で悲劇的に描かれている人物であるが、彼女は終始「后」のみ記されており、同じく垂仁后の比婆須比売命は「大后」と記されている。二人の称号の差が恐らくその所生の皇子が即位したか否かによるものであろう。即ち、沙本毘売は反乱を起こさうとする同母兄とともに死んだこと、その皇子が即位していないことから「大后」と記されておらず、比婆須比売命の生んだ皇子が景行天皇となったので「大后」と記されたのである。「大后」はこれらの用法からすれば、帝の母親の称号で、その所生の皇子が即位したことから事後的に宛てられた称号ではないかと思われる。帝紀部分のほか、物語の記事に「大后」が用いられたのは安康記の長田大郎女、雄略記の若日下部王である。この二人の後妃が「大后」、「嫡后」と言われながら、継承者となるべき皇子を生んでいないことは、恐らく允恭の皇統の断絶と関係があるであろう。さらに允恭系統が清寧天皇で絶えてしまったことが、顕宗一

仁賢の皇統の存在意義を浮かび上がらせる役割をしているのではないか。あくまでも推測の域を出ないが、『古事記』の編纂を命じた天武天皇の直系の祖先にあたる欽明天皇は、仁賢天皇の皇女手白髪命と継体天皇の間に生まれた皇子だということを考えると、その可能性が高い。さらに、夙に多くの研究者に指摘された（二五）、雄略記と国作り物語の関係から見ても、天武朝またそれに近い時期に、従来帝紀に用いられた「大后」の記載法と違う「嫡妻」、「嫡后」などといった嫡庶系の名称が神話など物語的事事に添加された可能性が高いと思われる。ただこれらの名称が帝紀の系譜には持ち込まれず、あくまでも物語の部分に用いられていることがより重要である。そこから従来の系譜記載を尊重しようとする『古事記』の編者の態度が窺える。また女性の、配偶者としての身分によって「妻」、「嫡妻」、「嫡后」と名称を変えるところという用法から見ても、その区別の意識は複数の妻の地位における嫡庶の問題になく、天皇の妻かそうでないかというところに置かれているのである。

三 『日本書紀』の「嫡子」について

『古事記』に婚姻配偶者を指す「嫡妻」、「嫡后」があるのに対し、『日本書紀』にはそれがなく、継承者を表す「嫡子」の二例しかない。しかも継体紀一例と欽明紀一例で、何れも欽明天皇を指

している。極めて特異な用法である。まず用例を挙げておく。

①甲子、(A)立_二皇后手白香皇女_一修_二教于内_一。(B)遂生_二一男_一。

是為_二天國排開広庭尊_一。開、此云波羅企。是_二嫡子_一而幼年。於_二二兄治

後_一、有_二其天下_一。(繼体紀)

②天國排開広庭天皇、男大跡天皇_{嫡子}也。母曰_二手白香皇后_一。天

皇愛之、常置_二左右_一。(欽明紀)

この二例に幾つかの特徴が指摘できる。まず例①は繼体紀にある立皇后の記述に用いられるものである。『日本書紀』における立后とその所生に関する記載は、すべて(A)「_二年_一、立_二為皇_一后」という立后の記載に続き、(B)「(皇)后生_二皇子(皇女)、_一天皇」という形式によって統一されている。繼体紀の場合も(A)は同様であるが、(B)の部分に用いられた「嫡子」云々の記述は全体からみれば特異である。次に例②は欽明紀即位の紹介にある「嫡子」で、これは明らかにその異母兄弟である安閑と宣化の名称を意識した用法である。安閑紀に

勾大兄広国押武金日天皇、男大跡天皇_{長子}也。母曰_二目子媛_一。

とあり、さらにその同母弟の宣化紀に

武小広国押盾天皇、男大跡天皇_{第二子}也。勾大兄広国押武金日天皇_{之同母弟}也。

と見えて、「長子」、「第二子」という出生順に記している。「長

子」という語は、書紀において多くの場合は臣下の長子を指すのに用いられ、皇族の兄弟間に用いたのは清寧紀の磐城皇子と安閑のみであることはすでに成清氏によって指摘されている(二六)。磐城皇子の場合は、

二十三年八月、大泊瀬天皇崩。吉備稚媛陰謂_二幼子星川皇子_一

曰、欲_レ登_二天下之位_一、先取_二大蔵之官_一。長子_{磐城皇子}聞_下

母夫人教_二其幼子_一之語_上曰、皇太子雖_二是我弟_一、安可_レ欺

乎。不_レ可_レ為也。(清寧紀)

とあるように、清寧よりも年長の異母兄で、諸子の中で最年長であるから「長子」と記される。天皇の異母兄弟であるから、「庶兄」と記されてもおかしくないが、この皇子は異母兄弟であつても反乱しようとする母と幼弟に反対していた人物であることも見逃せない。いわば「庶兄」と書けない異母兄弟である。後述するように、王権をめぐる問題の文脈に用いられる「庶兄」、「庶弟」は、王権を脅かす異母兄弟を指すのに用いられていることから見ても分かるように、編者の用語選定にはかなり明確な基準がある。では、安閑、宣化の場合はどうであろう。これまで見てきたように記紀の嫡庶観は天皇_二嫡_一というのが前提なので、王権の座に即いた安閑、宣化は無論「庶兄」と記されるべきではない。従つて、欽明の正統性を強調するには、欽明を「嫡子」と記してその正嫡の地位を強調するしかない。先述した「庶妹」が「庶」に

よってその結婚相手の正統性を際立たせていたのと同様に、欽明紀の「嫡子」も「嫡」によって、その異母兄である安閑、宣化が庶出であることを示す方法である。そもそも書記において、欽明に至るまでの王位継承を見るに、兄弟間の継承は、履中―反正―允恭の場合、安康―雄略の場合、賢宗―仁賢の場合である。履中、反正、允恭の三人とも磐之媛所生の、同母兄弟で、また安康・雄略も、顕宗・任賢も同母兄弟である。とすれば、安閑、宣化、欽明の時になって始めて異母兄弟の連続即位となるのである。そして同母兄弟間の王位継承の場合は、

瑞齒別天皇、去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇二年、立為皇太子。(反正紀)

雄朝津間稚子宿禰天皇、瑞齒別天皇同母弟也。(允恭紀)

大泊瀬幼武天皇、雄朝津間稚子宿禰天皇第五子也(雄略紀)

億計天皇、諱大脚、更名大為。自餘諸天皇不言諱字。而此天皇、獨自書者、拠日本一耳。字嶋郎。弘

計天皇同母兄也。(仁賢紀)

とあるように、雄略紀以外は殆ど「天皇の同母兄(弟)」と明示してある。宣化紀にも

武小広国押盾天皇、男大跡天皇第二子也。勾大兄広国押武金

日天皇之同母弟也。

と安閑との続柄が記されている。従って、異母兄弟である安閑・宣化の後に即位した欽明の場合は、前の帝との続柄については記

すわけにはない。同じ異母兄弟の即位の敏達―用明―崇神の場合を見て、

橘豊日天皇、天国排開広庭天皇第四子也。母曰堅塩媛。

(用明紀)

泊瀬部天皇、天国排開広庭天皇第十二子也。母曰小姉君。

(崇峻紀)

とあるように、兄弟間の続柄を示さない方針である。では何故欽明紀だけ「嫡子」と強調し、それによって異母兄弟の庶出的立場を示さなければならぬか。このことを考える時に、もう一つの記載が注目される。宣化紀に

三月壬寅朔、有司請立皇后。己酉、詔曰。立前正妃億計

天皇女橘仲皇女為皇后。是生一男二女。長曰石姫皇

女、次曰小石姫皇女。前庶妃大河内稚子媛生一男。

とあるが、大河内稚子媛王を「庶妃」と記したのは、「正妃」億計天皇女橘仲皇女と対立的に書くためである。ところが、橘仲皇女の所生の石姫皇女は欽明天皇の皇后で、その腹に天武天皇の直接の祖先にあたる敏達天皇が生まれたことを考えあわせると、編者の意図の所在はもはや明白である。古代日本政治史の上で、継体・欽明朝には内乱が起ったという見解が林屋辰三郎氏(二六)によって指摘されているが、果たして内乱期であったかどうか定かではないが、継体・欽明紀にある「嫡子」の用法から推察する

に、安閑、宣化、欽明の時代に、後に欽明側の皇統の正統性を主張せざるをえない事情が存在していた可能性が大きい。そして何よりも重要なのは欽明系統の正統性が強調される意味である。つまり、欽明紀の「嫡子」と宣化紀の「正妃」といったことは、天武系からみれば直系の祖先に当たる敏達天皇が継体の「嫡子」である欽明と正嫡の皇后腹の石姫の間に生まれた、最も正統な皇統であることを示すためのものである。父系と母系の両系を嫡庶系名称を巧みに駆使し、諸系統から際立たせていく方法である。この正当化の仕方から、古代日本人の系譜観念が窺えよう。先述したように「續帳銘」では欽明の「太后」とされるのが太子の祖母―用明、推古の母親であるキタシヒメであり、敏達の母親の石姫については触れられておらず、『日本書記』では「淳中倉太珠敷天皇、天国排開広庭天皇第二子也。母曰石姫皇后。石姫皇后、武小広國押磨天皇皇女也」（敏達紀）と見えて、石姫が皇后と記されている。この二つの系譜記載はそれぞれ正統性の置き所が異なっている。しかし、父系、母系両系の正統性が自己のところ収斂して、自己の正統性を主張する点においては同じである（一九）。ここでは、地位をめぐって誰が承けるべきかという継承の問題ではなく、遡って血筋はどちらが正統であったかという系譜の問題である。記紀においては、即位をめぐって嫡庶の議論を見ない。これについて次節で述べる。

四 嫡庶の王権争いと「庶兄」、「庶弟」

先述したように、『古事記』に「嫡妻」の用例が見えるが、物語の部分に限られ、系譜部分の婚姻記載には見られなかった。それに対して、『日本書紀』は徹底した嫡庶事前決定的な記載法である。しかし、これが単なる文飾であることはすでに先学指摘されているところであるが、その傍証として、中国文献に多く見られる「殺_レ嫡（適）立_レ庶」の記載が記紀には皆無であることが挙げられよう。中国の正史には地位の継承をめぐる「殺嫡立庶」の記載が多く見られる。『春秋左氏傳』に「夫人姜氏歸_二于齊」。大歸也。將行、哭而過_レ市曰、天乎、仲為_二不道_一。殺_レ適立_レ庶。市人皆哭。魯人謂_二之哀姜_一」（文公十八年）、「昭子曰。叔孫氏有_二家禍_一。殺_レ適立_レ庶」（昭公十二年）、「魯文公薨。而東門遂殺_レ適立_レ庶。魯君於_レ是乎失_レ國」（昭公三十二年）、「史記」に「十年、幽王卒、同母弟猶代立、是為_二哀王_一。哀王立二月余、哀王庶兄負芻之徒、襲殺_二哀王_一、而立_二負芻_一為_レ王」（卷四十楚世家）などとある。先述したように、「嫡子」は嫡妻の長子になるのが慣習である。「太子死。有_二母弟_一則立_レ之。無則立_レ長。年鈞擇_レ賢。義鈞則卜。古之道也」（春秋左氏傳・襄公・傳三十一年）「王后無_レ嫡。則擇立_レ長。年鈞以_レ德。德鈞則以_レ卜。王不立_レ愛。公卿無_レ私。古之制也」（同・昭公・傳二十六年）など多くの記述から、嫡子決定の慣習法が厳然と存在しながら熾烈な権力争い

によって時々破られる実態が窺える。「殺嫡立庶」は庶子を立てるための非常手段である。一方、記紀においては、こういった「殺嫡立庶」の記述が皆無で、「庶兄」、「庶弟」は悉く敗者として描かれているのが特徴である。『古事記』において「庶兄」の用例が三例ある。前述した「庶」の用例と重複するところもあるが、問題を明らかにするために、もう一度具体例を見てみる。

①須佐能男命呼謂大穴遲神曰「其、汝所_レ持之生大刀・生弓矢以而、汝_レ庶兄_レ弟者追_レ伏坂之尾_一、亦、追_レ撥河之瀬_一而、意礼二字以音、為_二大國主神_一（神代）

②故、天皇（神武天皇）崩後。其_レ庶兄_レ當_レ志美美命。娶_二其適后伊須氣余理比売_一之時、將_レ殺_二其三弟_一而謀之間、其御祖伊須氣余理比売、患苦而、以_レ歌_レ令知_二其御子等_一歌曰：（神武記）

③故、大毘古命、更還參上、請_二於天皇_一時、天皇答詔之、此者、為_下在_二山代國_一我之_レ庶兄_レ建波邇安王、起_二邪心_一之表上耳。（崇神記）

①の用例は大穴遲神が一国の主宰者となる経緯を語る箇所だが、王座を獲得する過程において、その反対勢力である異母兄弟達の呼称も「兄」から「庶兄」に変わることはずで述べた通りである。異母兄弟の敗北は大國主神の勝利と照応して描かれているのである。正嫡の地位の獲得は生得的な条件によるという本来の意味とは違い、これは事後的に一国の主宰者たる大國主神を正統と

見なし、それに反対する勢力を非正統者の「庶」とみなす書き方である。②も先に見た用例であるが、『古事記』が当志美々命を「庶兄」としたのは、明らかに後に即位する綏靖天皇の正統に対する非正統の意味と、異母子婚を示す意味の両方を兼ねた用例と思われる。③の建波邇安王は、系譜からいえば、崇神天皇の伯父に当たり、兄弟ではないが、「庶兄」とされた理由は未詳とされている⁽²⁰⁾。しかし、王室に対して反旗を翻した人物として「庶兄」とされた点では、①や②と同様である。要するに、『古事記』に登場してくる「庶兄弟」は、①王統の反対側に立つ反逆者、②帝と母親を異にする兄弟、③争いに失敗した者などの共通点がある。一方『日本書紀』に二例あり、一例は『古事記』の①と同様で、ここでは省くが、もう一例は用明紀にあり、次のようである。

天皇得病、還_二入於宮_一。：於_レ是、皇弟皇子、皇弟皇子者穴穗部皇子、即天皇庶弟。引_二豊国法師_也闕名。入_二於内裏_一。物部守屋大連、邪睨大怒。

ここで「庶弟」とされている穴穗皇子も天下を取るために策略を練ったが失敗に終わった人物として描かれており、『古事記』の「庶兄」、「庶弟」の用法と同じである。敗者としての「庶兄」、「庶弟」しかないことは、逆にこの記載法の事後的な性格を物語っている。つまり「嫡」と「庶」の区別は、嫡妻所生子が長子かという自然生得による基準というよりも、即位という事実に基づくものである。即位した天皇が正統とみなす事後的な基準だからこ

そ、「殺嫡立庶」の記事が存在するはずもなく、敗者は悉く「庶兄」、「庶弟」になったのではないかと思われる。

終わりに

以上、「天寿国繡帳銘」、「法王帝説」、「古事記」、「日本書紀」などの古代日本の王室の系譜史料における嫡庶系名称の用法を見てきた。尊卑、正統非正統の秩序を表わすこれらの嫡庶系名称が古代日本の系譜記載においても「正統性」を主張する機能を持っていた。しかし、古代日本という社会コンテクストにおいて、これらの名称が異なる意味と方向性を有していた。これまで述べてきたように、「繡帳銘」、「法王帝説」など七世紀前半から中頃に成立した王室の系譜記載においては、「嫡」よりも「庶」が先に導入され、王室の婚姻関係における「異腹」という意味に用いられていた。このような用法の生まれた契機は、王室乃至氏族の系譜の作成時に、中国の史書に規範を見ない異母兄妹婚乃至異母婚を記す必要が生じたところにあつたのであろう。このような「庶」の用語法の前提は、無論、天皇を正嫡の継承者と見なす、という認識にある。正嫡である天皇に対して、その異母妹は「庶」でなければならぬ。要するに、この「庶妹」は、天皇の正嫡的立場を表わすと同時にその結婚はタブーではないことを示すのに最も適切だとして選定された名称である。この用法が八世紀前半に成

立した『古事記』の天皇の系譜記載においても継承されたが、『日本書紀』になると、文字面の拘りから「庶妹」の使用が避けられ、異母兄妹、異母婚の事実のみ伝える方針が採られていた。

一方、記紀においては、「嫡」を冠した「嫡」の名称も見えるが、両書の用字法が異なる。『古事記』には、正統な配偶者を意味する「嫡妻」、「嫡后」が用いられ、『日本書紀』には、正統な継承者を意味する「嫡子」が用いられた。ただ、『古事記』の場合、「嫡妻」と「嫡后」といった名称を導入しながらも、その区別の意識は複数の妻の地位を区別するところになく、帝の配偶者と爾余の皇室成員の配偶者を区別するところにある。律令などの導入によって尊卑の秩序を表す嫡庶系名称もイデオロギーとして導入されたが、未だ実質的な用法に至っていないと思われる。そしてこれらの名称を物語的部分にのみ用い、帝紀系譜部分に用いないところから、『古事記』編者の、原史料の帝紀、旧辞の抜本的な書き換えに対する慎重な態度が窺える。一方、『日本書紀』になると、帝紀の系譜記載は「立后」、「立太子」という事前決定的な記載によって統一されるようになり、さらに天武朝に繋がる直系の祖先欽明天皇の帝紀になると、事前決定的、生得的条件による「嫡子」の用例を見るようになる。『日本書紀』の場合は、『古事記』より対外的な意識が強く、なるべく規範的な用語と規範的な嫡庶決定法で記載しようとする態度が看取される。「嫡子」の用法はこれ

まで見てきたように、宣化紀の「庶妃」と対応して用いられたもので、そこで強調されているのは、天武天皇の直系の祖先に当たる欽明―敏達の皇統の正統性であって、しかも、父系と母系両方の正統性によって保証されている皇統の血筋正しさであった。要するに、嫡庶系名称は、古代日本王室の系譜記載において、結婚相手との関係性や血筋の正統性を説明するのに用いられた一つの方法であった。この方法によって、タブーでない異母子、異母兄妹の結婚の正当性や父系母系の双系の正統性が主張されているのである。

〔註〕

- (一) (一)で言う「嫡」つまり「嫡子」は西洋の *legitimate child* (「詠語」嫡出子) と違い、一人に限定され、爾余の息子達と区別される継承者のことである。なお、「嫡」は多くの場合、「適」と表記されるが、本稿では、引用文以外は、表記をすべて「嫡」に統一する。
- (二) これについて、また別稿で論じる。
- (三) 飯田瑞穂「天寿国曼荼羅繡帳縁起勘点文について」(『書陵部紀要』一六、一九六四年十月)、大野達之助「聖徳太子の研究」(吉川弘文館、一九七〇年) 義江明子『日本古代系譜様式論』第二章「娶生」系譜にみる双方的親族関係―天寿国繡帳銘―系譜(吉川弘文館 二〇〇〇年)
- (四) 古代中国の文献において「庶妹」という名称が用いられた例は管見

の限り唐杜佑の『通典』(三公諸侯大夫降服議)の一例のみである。『通典』以前の文献に存在する可能性がないわけではないが、規範的な用語でないのは確かである。なお、「庶妹」の訓みは『古事記傳』によれば、「ままいも」で、『新撰字鏡』にも「町、万々妹」という訓みが見える。

- (五) 関口裕子「律令国家における嫡庶子制について」(『日本史研究』一九六九年五月)、なお、成清弘和氏も「欽明紀の「嫡子」について」(『日本古代の王位継承と親族』(岩田書院 一九九九年)において同様な見解を示している。

- (六) 本文は、家永三郎編『上宮聖徳法王帝説の研究』(三省堂、一九五一年)による。

- (七) 太子の父の異母兄弟であるため、ここではその母に触れられていない。

- (八) 『法王帝説』のこの部分の系譜記載は、家永三郎注六の前掲書によると、皇極三年(六四四)を距ること遠からざる頃の記録だということである。

- (九) 『古事記』には「庶妹」の用例が九例(成務紀一例、応神紀一例、仁徳紀三例、敏達紀三例、用明紀一例)ある。

- (一〇) 石母田正「国作りの物語についての覚書」(『日本古代国家論』岩波書店 一九七三年)

- (一一) 「妻」の用例も、神代巻では手名椎、須勢理毘売、下照比売に、歴代巻では赤玉、長田大郎女、女鳥王など天皇以外の配偶者に用いられている。

- (一二) 新編古典日本文学全集『古事記』(山口佳紀・神野志隆光校注

小学館一九九七）八十五頁頭注十九

（二三）川副武胤『古事記及び日本書紀の研究の研究』（風間書房 一九七六年）第三章第二節。但し、川副氏の研究は、「嫡」と「庶」を問題にしているのではなく、「妻」、「嫡妻」、「后」、「嫡后」などの用語の相違点に主眼を置いている。

（二四）安康記の長田大郎女、雄略記の若日下部王にも「天后」が用いられたが、帝紀部分ではなく、物語的記事に用いられているので、ここでは除外する。

（二五）石母田正注一〇前掲書

（二六）成清注五前掲書 六十頁

（二七）成清注五前掲書 六十五頁

（二八）林屋辰三郎「継体・欽明朝内乱の史的分析」（『古代国家の解体』東京大学出版社 一九五五年）

（二九）義江明子氏が『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館 二〇〇〇年）の中で、『續帳銘』の系譜的特質を「両属系譜」とし、それは「原理的にはある人物（通常は一人だが、この場合は妃と太子との婚姻に主眼があるので、二人となる）の双方的親族関係を、祖からたどる具体的な親子関係の連鎖で示しつつ、その人物の社会的存在の主張にとって必要のない部分をカットして成立しているものである」と指摘している。ここで問題にしている書紀の「嫡子」及び「前正妃」「前庶妃」といった名称の用法からも同じく双系的系譜観念が窺える。

（二〇）新編日本古典文学全集『古事記』一八九頁頭注十九